



国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

市民生活課

☎ 0854-40-1031

国民年金の保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになります。保険料の納め忘れがあると、将来の年金額が減額になるだけなく、もしものときの障害年金、遺族年金が受けられなくなることがあります。きちんと納めましょう。

第1号被保険者の保険料納付方法

毎月の保険料14,100円（平成19年度）を翌月末日までに納めます。納め忘れてしまった年経つと、時効で納めることができなくなりますのでご注意ください。

○口座振替で

口座振替なら毎月自動で引き落とされますので、納め忘れもなく便利です。当月末振替の「早割」でお申し込みいただると、保険料が毎月50円割引されます。

○納付書で

社会保険庁から送付された

「国民年金保険料納付案内書」

に綴られている納付書で納めます。全国の銀行・信用金庫

・信用組合・労働金庫・農協

・漁協・郵便局・各社会保険事務所・コンビニエンスストアで納めることができます。

○インターネットで

パソコンや携帯電話を使つて、インターネット経由で納めることができます。「Pay-easy」マークのついた納付書が対象で、金融機関とのインターネットバンキング契約が必要となります。

保険料の追納制度

学生納付特例、若年者納付猶予を受けておられた方は、その後、免除の承認を受けていた期間分の保険料を遡つて納付することができます。

○老齢基礎年金、旧国民年金の老齢年金、通算老齢年金の受給権の方は追納する

ことが出来ません。

○追納期間は10年以内です。追納する保険料は、承認を受けた年度から2年を過ぎると、保険料の免除を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じて定められた加算率を乗じて得た額を加算した額になります。

○追納期間は10年以内です。追納する保険料は、承認を受けた年度から2年を過ぎると、保険料の免除を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じて定められた加算率を乗じて得た額を加算した額になります。

保険料納付に関するご相談は、松江社会保険事務所（国民年金業務課（☎ 0852-239542））までお願いします。

**今月の金
・国民健康保険料（第9期）
・固定資産税（第3期）
納期限は
12月25日（火）**

高齢者虐待の防止

地域包括支援センター

☎ 0854-40-1043

地域包括支援センター・大東

☎ 0854-43-5671

地域包括支援センター・三刀屋

☎ 0854-45-5122

介護保険サービス事業所等で構成され、高齢者虐待の防止、早期発見及び迅速な安全確認等を行います。

雲南省では平成19年10月に構成され、高齢者虐待防止対策推進協議会を設置しました。この協議会は医師会、民生委員、老人クラブ、法務局、警察署、相談専用電話を設置しています。相談は無料ですので、お困りの方また本人・家族を問わずどなたでもご相談ください。秘密は厳守します。

また、地域包括支援センターでは社会福祉士、保健師による24時間対応の高齢者虐待相談専用電話を設置しています。相談は無料ですので、お困りの方また本人・家族を問い合わせください。

このほか、地域包括支援センターおよび各健康福祉センターでは高齢者の相談を受けております。お気軽にご相談ください。

【持参品】
夫婦の年金手帳、年金証書、職歴書、印鑑など
※代理人の方の場合は委任状が必要です。
松江社会保険事務所
☎ 0852-262800

**こつころ（Coccole）
鳥取県でも利用可能に**

子育て支援課

☎ 0854-40-1044

島根県と県内市町村が、島

根の未来を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で応援する「しまね子育て応援サポート事業」。子育て家庭に交付したバスポート（こつころ）を協賛店独自の子育て応援サービスが受けられます。

11月18日、鳥取県で同様の事業がスタートし、「こつころ」が鳥取県協賛店でも利用できることになりました。（鳥取県の協賛店は、島根県のホームページで紹介し、協賛店情報誌「こつころハンドブック」の追録として配布する予定です。）

「こつころ」の交付を希望される方は子育て支援課または各健康福祉センターにお越しください。

【交付対象者】
妊娠中の方、または満18歳未満の子ども（満18歳になった最初の3月31日を迎えるまでの子どもを含む）がいる家庭
※交付は家庭に1枚

広告枠

私たちちは、雲南市のまちづくりを応援しています。

広告枠

私たちちは、雲南市のまちづくりを応援しています。